

《資料》

公益社団法人「日本医療社会福祉協会」設立の経過

Progress of Establishment of the Public Interest Incorporated Association
"Japanese Association of Social Workers in Health Services"

長野大学社会福祉学部 山田 恵美子
Emiko Yamada

はじめに

筆者が加入している医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」と略す。）の職能団体である日本医療社会事業協会は、1953（昭和28）年に設立されており、日本のソーシャルワーカーの団体の中で最も古い歴史を持つと言われている。組織体としての日本医療社会事業協会は1964（昭和39）年に社団法人の認可を受けて今日に至っていたが、2008（平成20）年12月に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行に伴い、5年以内に公益認定を受けて公益社団法人になるか一般社団法人になるか選択せざるを得ないことになった。そこで、日本医療社会事業協会理事会（以下、「理事会」と略す。）は2010（平成22）年5月の定期総会で公益社団法人への移行を目的に第5号議案として、定款変更の方針を打ち出した。理事会が提案した定款変更には、日本医療社会事業協会設立以来の出来事となる「日本医療社会事業協会」から「日本医療社会福祉協会」への名称変更と会員の資格問題が含まれていた。このような日本医療社会事業協会の根幹に関わる内容の第5号議案は、結果的には定期総会で賛同が得られず否決となった。そのため、理事会は同年8月に臨時総会を開催し、定款変更の再提案を行った。その結果、可決の評決を受けることができ、10月に内閣府公益認定等委員会に認定の申請を行った。そして、翌2011（平成23）年4月1日付けで内閣府から公益社団法人の認可を受け「日本医療社会福祉協会」は設立された。

本稿は、日本の医療ソーシャルワークの歴史的ターニングポイントになるであろう2010（平成22）年度の定期総会を開催した長野総会から日本医療社会福祉協会設立に至るまでの1年間の動向を中心に日本医療社会事業協会の資格制度化の歴史を振り返り、公益社団法人となった日本医療社会福祉協会の研修のあり方に触れることも目的としてまとめた。

1. 2010年5月28日 2010（平成22）年度定期総会開催

2010（平成22）年度の日本医療社会事業協会定期総会は、同年5月28日と29日に長野市で開催された第58回日本医療社会事業大会と第30回日本医療社会事業学会に合わせて開かれている。会員に事前に送付されてあった総会議案書の第1号議案は「2009年度の事業報告」、第2号議案は「2009年度の決算報告および監査報告」、第3号議案は「2010年度事業計画（案）」、第4号議案は「2010年度収支予算（案）」、第5号議案は「定款変更および定款補則改正の件」であった。

大幅な定款変更となる第1条と第3条、第5条について、日本医療社会事業協会の定款と理事会提案の新定款案を以下に掲載する。

定款 一般社団法人 日本医療社会事業協会¹⁾

（名称）第1条

本会は日本医療社会事業協会と称する。

（目的）第3条

本会は医療社会事業の分野から円滑なる医療の遂行を図るため専門的技術の調査研究と本事業の普及につとめ、もって公衆衛生

の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的にする。

(種別) 第5条

本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(正会員) 本会の目的に賛同して入会した個人

(賛助会員) 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

新定款案 公益社団法人 日本医療社会福祉協会²⁾

(名称) 第1条

本会は公益社団法人日本医療社会福祉協会と称する。

(目的) 第3条

本会は医療福祉分野における福祉サービスの充実及び向上を図り、あらゆる地域において社会福祉士による福祉サービスが提供される環境を整備するため、保健医療分野における社会福祉に関する調査研究及び社会福祉活動の普及啓発と保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上に努め、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的にする。

(種別) 第5条

本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人における社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した社会福祉士の資格を有する個人

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 本会の事業に功労のあった者で理事会において名誉会員とすることを承認された個人、または、学識経験者で理事会において入会を承認された個人

定期総会における理事会の第5号議案に関する提案理由や説明等を総会議事録³⁾からまとめた。

①公益社団法人移行の件は「公益法人は内閣府の認定を受けるため、一般社団法人よりも社会的信用がある。当協会はもともと公益事業を行っ

ている、認定社会福祉士（医療分野）の問題もあり、資格付与になれば公益社団法人でなければ資格に対する権威がないことを踏まえて公益認定を受けることが妥当であるという結論になった」

②名称変更については「現在の名称には長い歴史があるが、外部から『何をされている団体ですか?』となる。つまり、私たちがというよりも、ほかの職種、ほかの関連団体の方に、日本医療社会福祉協会のほうが、私たちが実際にしている中身というものを、よりベターであるということで、この名称も合わせて定款変更のときに一気にご提案させていただいた」

③社会福祉士の資格のない会員が2割いる中で、定款変更案で正会員資格を社会福祉士の資格を有する個人に限定した件については「この定款が変わっても今の正会員の方は社会福祉士の資格取得の有無にかかわらずすべて正会員である」と既得権は守るというものであった。

一方、会員の質問や意見は概ね次のようなものであった。「定款変更の場合は新旧の対照表を出してどこが違うのかということを議案書に出していただきたい」「協会設立以来、大きな変更になる、公益社団法人に向かって行くのは正しいと思うが定款改正の説明を協会ニュースにきちっと1条から5条まで説明を付けてのせて欲しい。その上で意見を聞き、来年にでも、臨時総会でも良いから決めていただきたい」「どうして協会の名前を『日本医療ソーシャルワーカー協会』にしないのか」「入会資格で正会員は『社会福祉士の資格を有する個人』となっているが医療ソーシャルワーカー=社会福祉士ではない」「東京都医療社会事業協会で会員基本情報の調査をしたが、社会福祉士の資格を持っている方は日本協会の会員の中では77.7%。定款の改正はもう少し進めなければいけないか」等々理事会側の定款変更に関する説明不足や正会員条件を社会福祉士に限定したことを問う声が多く上がった。

これら会員の声に対応後、理事会側から採決前の最後の発言として「クライアントに、国家資格

を持って、担保して支援をしていかないと今後チーム医療では埋没していくというのは、これはまぎれもない事実で、それは来年、再来年、もっと厳しい状況になってきていると思う。ですので、何とでもこの定款は2,390票をもって通させていただきます。ぜひ、そのことをお願いしたい」と結んだ。

日本医療社会事業協会の定款では、総会成立要件は総会参加者と書面評決者が過半数を占めると総会が成立することになっている。また、定款では第1号、第2号議案は書面評決者を含む総会出席者会員の2分の1以上の賛成、第3号、第4号議案は総会出席者会員の3分の2以上の賛成が可決要件となっているが、定款改正については他の議案とは異なり現会員総数の5分の2以上の賛成が必要とされており可決要件が厳しくなっていた。

長野総会時点での会員総数は3,983名であり、出席者数が1,447名（委任状も含む）、書面評決者が1,108名で過半数を超えており総会そのものは成立していた。そして、採決結果は第1号、第2号、第3号、第4号議案は圧倒的多数で可決されたが、第5号議案はわずか48票とどかず、否決となった。

なお、今総会では第3号議案の新たな事業となる「認定社会福祉士（医療分野）」について、会員から日本社会福祉士会が準備している「専門社会福祉士」との関係を問う多くの質問や意見が寄せられたていたことを付記する。

2. 2010年6月1日「日本医療社会事業協会 FAXニュース No.2」発行

理事会は、5月28日の総会における第5号議案否決の結果を受けて、翌29日に長野総会の会場となったホテルメルパルク長野で第2回理事会を開催し、5号議案の今後の方針について意見を交わし、臨時総会開催の方向性を確認した。

その結果は6月1日付けのFAXニュースに「定期総会 第5号議案可決されず！ 臨時総会開催（2010年8月8日）を予定」の見出しを付けて、

各会員に送信された。そして、本文には「3号議案（事業計画案）が可決しているところから、これを執行するためには定款変更案（5号議案）を速やかに再提案し、臨時総会で審議する必要がある」⁴⁾と綴られていた。

3. 2010年7月7日「臨時総会議案書」

臨時総会に向けて、各会員に議案書等の資料が届いた。その中に「公益法人への移行、定款変更等の必要性についてのご説明」⁵⁾の文書が同封されていた。その一文は、従来の形式的な協会ニュースに比べて長野総会での会員の意見を汲み、より具体的でわかりやすく、平易な文章となっていた。以下、その要点をまとめた。

①当協会が公益法人へ移行する意義

当協会は半世紀を超え、国民の医療福祉の向上に貢献する事業を行い、社会的にも信用を得てきた。今後とも、国民一般を対象として福祉サービスの増進を図るための全国組織としての存続・発展することは意義がある。そのために新たな公益法人制度の下で公益認定を受けることにより社会的信用を付与されることは相応しく、そして、将来にわたり、公益活動を展開させていくためにも必須と考えている。

②「日本医療社会福祉協会」への名称変更の理由

従来から「日本医療社会事業協会」という名称は、対外的に何をしている団体かわかりにくい、また業務をイメージすることが難しいという指摘をしばしば受けてきた。さらに「社会事業」という用語の使用機会は減少し、これに代わり「社会福祉」という用語が広く使用されるように変化してきている。国民にわかりやすい名称への変更、かつ団体の目的が反映されている名称への変更が求められている。また、「日本医療ソーシャルワーカー協会」や「日本医療社会福祉士協会」にしない理由は、名称から職能団体であることはわかる。職能団体は、専門職の専門性の向上や、専門職の待遇・利益の擁護を中心目的に組織された団体である。公益社団法人は「公益目的事業 学術 技芸 慈善そ

の他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と定義されている。「日本医療ソーシャルワーカー協会」や「日本医療社会福祉士協会」には「専門職の専門性の向上、専門職の待遇・利益」は見えても「不特定多数の者の利益」は見えない。

③正会員資格を社会福祉士とすることについて

1990(平成2)年の総会において、当協会は「社会福祉士以外の国家資格は求めない」ことを決議した。それから20年、この総会決議に基づいて当協会は活動してきた。2004(平成16)年の医療ソーシャルワーカー業務指針の改定を経て、2006(平成18)年の診療報酬改定の評価を得る保険局医療課と交渉の途中、国家資格でなければ今後は評価できないと言われた。そして、2006(平成18)年、2008(平成20)年、2010(平成22)年の診療報酬改定では、当協会の要望が相当程度入れられた。患者・家族を支援する私たち医療ソーシャルワーカーの資質担保として、国家資格である社会福祉士を選択した以上、理事会は、すべての医療ソーシャルワーカーが社会福祉士取得を目指す必要があると判断し、今後の新入正会員の資格を「社会福祉士」とすることを決定した。「現在社会福祉士でない会員を見捨てるのか」というご質問は常に受けている。「見捨てる」意向は毛頭ない。未取得の方には、前述の当協会の歩みと成果をご理解いただき、今からでも社会福祉士の資格を取得いただくよう努力いただきたい。なお、本年定期総会でも説明したとおり、現在の正会員は、社会福祉士の資格の有無にかかわらず、将来にわたり正会員である続けられることをお伝えする。

4. 2010年8月8日 2010(平成22)年度臨時総会開催

2010年8月8日東京都千代田区弘済会館で日本医療社会事業協会の臨時総会が開催され、議案「定款変更および定款補則改正の件」は可決され

た。以下は議案評決の内訳⁶⁾である。

- ・会員総数 4,186名(大会成立要件:会員の過半数 2,094名以上の参加)
- ・出席者数 3,076名(来場者:1,452名 書面評決:1,624名)
- ・議案「定款変更および定款補則改正の件」(書面 1,624 + 投票 1,454)
- ・採決結果 可決
- ・賛成票 2,778(書面 1,387 + 投票 1,391)
- ・反対票 296(書面 237 + 投票 59)
- ・無効票 4(書面 0 + 投票 4)
- ・可決に必要な数 2,512

5. 2011年4月1日 「日本医療社会福祉協会」設立

2011年4月1日付けで内閣府より公益社団法人の認定書が交付された。4月10日に発行された記念すべき第1回「(公社)日本医療社会福祉協会ニュース」の巻頭言⁷⁾を書いた副会長の袴谷敏実氏の見出しは「公益社団法人『日本医療社会福祉協会』設立について～新たな歴史の始まりとして公益社団法人への変革に主体的に取り組もう」とあった。

おわりに

(1) 日本医療社会事業協会の資格制度化の歴史

日本医療社会事業協会の歴史の中で、資格制度化問題は大きな比重を占めており、理事会はそのエネルギーの大半を資格問題に注いできたのではないかと思う。すなわち、社会福祉士をMSWの国家資格とするのか、国家資格として医療福祉士を求めるのか、または、国家資格ができないのであれば協会の認定資格とするのかであった。1987(昭和62)年5月26日に厚生省社会局案の「社会福祉士法及び介護福祉士法」が成立している。同じく、その年に医療職として「医療福祉士」の資格も厚生省で検討されていた。3月には業務の範囲と教育のあり方に検討調整の必要性はあるが「次期国会に上程したい」⁸⁾と厚生省から意欲が

示され、今後、MSWの資格法制化は厚生省健康政策局で進められるとのことが理事会との間で確認されていた。しかし、この理事会の動きに対し、自主的に作られた「情報を正しく知る会」が、会員に多くの情報が隠されたまま総会を迎え、重大な決定がされようとしているとして、独自に集会などを開いていた。そして、5月29日に開催された大阪総会では厚生省案を受けて医療福祉士案を推進しようとする理事会に対して、極めて重大な問題のため会員の意見交換を行い、総意を結集すべきとの修正を求める修正動議が会場から出され、可決された。当日の総会は理事会側が予定した議長に対し、理事会に対立する立候補者が議長を務めていたことから、修正動議の採決には「会場から激しいヤジが飛び、壇上の理事席からもそれに応酬、議長に対しても理事会席から怒号が浴びせられる中での採決であった」と「日本の医療ソーシャルワーク史」に記されている。大阪総会后、MSWの資格をめぐる、厚生省の医療福祉士案に賛成する会員とすでに国家資格となった社会福祉士に統合するとの会員の間で分裂状態となり、新たな組織も生まれた。また、理事会においては大阪総会后、会長と理事の交代で医療福祉士推進派は少数となり社会福祉士統合派が多数を占めるようになった。そのため、厚生省との関係は悪化し、度重なる会長の交代等で協会運営は混迷を深める一方であった。1990（平成2）年の大宮総会で、医療福祉士の国家資格を求めることは医療系の科目によってMSWが養成されることになり、学問的基盤は社会福祉とする大原則から外れるとして「社会福祉士と別の国家資格は求めない」という方針を決議した。そして、1993（平成5）年の神戸総会ではさらに一歩踏み込んで「国家資格のあり方としては社会福祉士とする」と明言した。しかし、その後も資格問題をめぐって、理事会も会員も揺れ動く時代がなおも続いたが、1998（平成10）年に医療施設が社会福祉士及び介護福祉士法の指定施設に追加された。それは、医療現場のMSWが社会福祉士の受験資格を得るためには通信教育課程を受ける必要性はあったが、実習

は免除されることを意味しており、MSWの国家資格が社会福祉士一本化の方針にさらに拍車をかけることになった。さらに、2000（平成12）年にスタートした介護保険時代を迎えたことと理事会側の努力もあって、厚生労働省の社会福祉士の主務課である社会援護局施設人材課との関係も好転していくことになっていった。

改めて日本医療社会事業協会の資格制度化の歴史を振り返ると、理事会の意見も流動的で二転三転している。一方、長い歴史の中での総会は会員が集まらず定数不足で流会やヤジと怒号の中で採決できないこともあり度重ねて臨時総会を開催している。そのため、資金不足で協会事務所の家賃が払えず間借り時代もあった。加えて、MSWの主務課が定まらず厚生労働省との窓口に苦慮した経過など協会運営は苦難の道のりであった。MSWとして日常の業務を抱え、協会の理事会活動を続けることの困難さは察してあまりある。地方の一会員としてできたことは、会費納入と総会時にはできる限り理事会の方針案に賛成の意を表することくらいであった。歴代の会長をはじめ、理事会関係者には頭が下がり、心から感謝し、敬意を表している。

(2) MSWと社会福祉士の資格

現在、日本医療社会福祉協会の会員は4,000人強である。日本医療社会福祉協会のホームページに社会福祉士の資格取得者は2010（平成22）年時点で会員の81%と載っている。医療行為等の対価となる診療報酬が網羅されている「医科点数表の解釈」に社会福祉士という文言が初めて載ったのは2006（平成18）年の診療報酬改正の時であった。その5文字を見た時に、筆者は2年間の通信教育を決意して社会福祉士の資格を取得した。経営に直結する診療報酬表に社会福祉士という文言が載った以上は、それぞれの専門職が国家資格を背景に日常業務を行っている保健医療機関において、MSWイコール社会福祉士となり、MSWニアリーイコール社会福祉士ではなくなったと考えるべきではないかと思う。さらに、

MSWの職能団体である日本医療社会事業協会が今回の定期総会と臨時総会を経て、定款を変更し、正会員を「社会福祉士の資格を有する個人」と定めた以上、医療福祉士の国家資格化はあり得ない。社会福祉士の資格をもたない2割の会員は、筆者と同じように長年会費を納め、日本医療社会事業協会を支えてきた会員かと思う。理事会が呼びかけるように是非、社会福祉士の資格を取って欲しいと筆者も思っている。2年間の通信教育は大変ではあったが、それなりの学びもあり、楽しくもあった。

(3) 公益社団法人日本医療社会福祉協会の研修のあり方

日本医療社会事業協会の歩みとこの1年間の動向を振り返ったとき、この1年間はハードではあったが、希望に満ちた1年間でもあったのではないかと思う。それは、定款変更により、MSWの資格問題に一定の区切りをつけて、公益社団法人日本医療社会福祉協会として国民一般を対象として福祉サービスの増進を図るための全国組織としてスタートを切るという明らかな展望があったと思うからである。国家資格があるから良いソーシャルワークができるわけではない。医療機関の機能分化が進み在院日数の短縮化が一段と進んでいる医療遂行の場で社会福祉の視点で業務を行うことは難しい側面が多くなってきている。その難しい局面に向かい合うためには社会福祉学を基礎に、医療の場におけるMSWとしての立ち位置を知ることが重要になってきている。そのためには、日本医療社会福祉協会が企画する研修は、ソーシャルワーク・スキルアップ研修に主眼をおきつつも、医療政策や他の医療専門職や福祉専門職の動向やそれら専門職との連携のあり方や運動を含めた幅広い研修が必要と考える。現在、47都道府県にはそれぞれ医療社会事業協会があり、多くのMSWは、全国医療社会福祉協会に入会しなくとも都道府県協会には加入している。しかし、地方の県レベルで開催する研修会には限度がある。公益性のある団体として「不特定かつ多数の者の利

益」を担うその一環として、言えば、医療政策のみならず、それを国民の視点で向き合うような多様性をもった研修制度の充実も望まれる。研修制度の充実は、会員の質の向上に繋がり、会員の増加になる。会費による増収は経済的にも安定した協会運営にもなる。国民の公益を目指すためには、まずはマイクロレベルで会員に研修を通して学ぶ機会を保障し、日本医療社会福祉協会に帰属意識を持ってもらうこともその一つである。幅広い研修を通し、医療の場においてさらなるソーシャルワーク実践の積み重ねこそが国民一般を対象とした福祉サービスの増進に繋がるものと考えている。

引用文献

- 1) 「2009(平成21)年度定期総会議案書」社団法人日本医療社会事業協会 pp81
- 2) 「2010(平成22)年度定期総会議案書」社団法人日本医療社会事業協会 pp28~29
- 3) 「(社)日本医療社会事業協会ニュース」No.22-1 2010年7月5日 pp14~22
- 4) 「(社)日本医療社会事業協会FAXニュース」 No.2 2010年6月1日
- 5) 「公益社団法人への移行、定款変更の必要性等についてのご説明」日本医療社会事業協会理事会 2010年7月7日
- 6) 「(社)日本医療社会事業協会ニュース」 No.22-2 2010年10月10日 pp15
- 7) 「(公社)日本医療社会福祉協会ニュース」 No. 23-1 2011年4月10日 pp1
- 8) 「日本の医療ソーシャルワーク史」社団法人日本医療社会事業協会 2003年 pp67

参考文献

- 1) 「2011(平成23)年度定期総会議案書」公益社団法人日本医療社会福祉協会
- 2) 「日本の医療ソーシャルワーク史」社団法人日本医療社会事業協会 2003年
- 3) 「2011年度研修要綱のご案内」公益社団法人日本医療社会福祉協会